

奈良県訓令第四号

各部課室

各出先機関

奈良県事務決裁規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第三号）の一部を次のように改正し、令和五年七月十日から施行する。

令和五年七月七日

奈良県知事 山下 真

第二条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項中「政策統括官、」を削る。